

ステラ訪問看護ステーション

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 セレニティー株式会社が開設するステラ訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者であって、主治医が指定訪問看護等の必要性を認めたもの（以下「利用者」という。）に対し、事業所の看護師等従業者が、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- 2 指定訪問看護の提供に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、訪問看護サービスを利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的にサービスを提供することにより、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようにするため、訪問看護サービスを利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスを提供することにより、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ステラ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 静岡県下田市東本郷1-19-8 3階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、主治医の指示書に基づき適切な指定訪問看護等の提供が行われるよう、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を

行う。

- (2) 看護職員（保健師、看護師又は准看護師） 2.5人以上（常勤換算）

看護職員は、主治医の指示書に基づき、指定訪問看護等の提供に当たる。

なお、看護職員（准看護師を除く。）は訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画等」という。）並びに訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護報告等」という。）を作成する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護等の内容）

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排せつ等日常生活の世話
- (4) じょく瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

（指定訪問看護等の利用料その他の費用の額）

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬の告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点か

ら片道１キロメートル当たり３０円とする。

３ 死後の処置料は、５，０００円とする。

４ 前３項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条 通常の事業の実施地域は、下田市、南伊豆町、松崎町とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条 従業者は、指定訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡をして指示を仰ぎ、緊急搬送等も含めた必要な措置を講じるほか、利用者の家族、管理者等に連絡する。

（事故発生時の対応）

第１０条 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに医療機関、利用者の家族、市町村、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２ 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

３ 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情、相談等処理）

第１１条 事業所は、指定訪問看護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情、相談等に迅速かつ適切に対応するために、苦情、相談等を受け付けるための窓口を設け、必要な措置を講じる。

２ 事業所は、利用者及び家族から苦情、相談等受け付けた場合は、当該苦情、相談等の内容や対応の状況等について記録する。

３ 事業所は、提供した指定訪問看護等に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４ 事業所は、提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

５ 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。また、これに伴い市町村等が行う虐待に関する調査等に協力するよう努める。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるとともに、従業員が従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はセレニティー株式会社代表と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年5月1日から施行する。